

生命保険関係

1．生命保険生命表

(日本全会社生命表(1984～85))

年 齢	死 亡 率 男	平均余命 男	死 亡 率 女	平均余命 女	年 齢	死 亡 率 男	平均余命 男	死 亡 率 女	平均余命 女
歳		年		年	歳		年		年
0	0.00137	75.99	0.00126	82.06	55	0.00705	24.26	0.00331	29.23
1	0.00098	75.09	0.00094	81.17	56	0.00767	23.43	0.00353	28.33
2	0.00067	74.16	0.00065	80.24	57	0.00825	22.60	0.00378	27.43
3	0.00048	73.21	0.00044	79.29	58	0.00886	21.79	0.00407	26.53
4	0.00039	72.25	0.00030	78.33	59	0.00951	20.98	0.00442	25.64
5	0.00036	71.28	0.00023	77.35	60	0.01022	20.17	0.00481	24.75
6	0.00034	70.30	0.00021	76.37	61	0.01101	19.38	0.00530	23.86
7	0.00031	69.33	0.00019	75.39	62	0.01204	18.59	0.00583	22.99
8	0.00026	68.35	0.00018	74.40	63	0.01319	17.81	0.00644	22.12
9	0.00022	67.37	0.00016	73.41	64	0.01449	17.04	0.00713	21.26
10	0.00019	66.38	0.00015	72.43	65	0.01594	16.28	0.00791	20.41
11	0.00017	65.39	0.00014	71.44	66	0.01757	15.54	0.00879	19.57
12	0.00020	64.40	0.00013	70.45	67	0.01940	14.81	0.00979	18.74
13	0.00029	63.42	0.00015	69.46	68	0.02145	14.09	0.01092	17.92
14	0.00042	62.44	0.00019	68.47	69	0.02375	13.39	0.01220	17.11
15	0.00058	61.46	0.00022	67.48	70	0.02633	12.70	0.01365	16.32
16	0.00076	60.50	0.00026	66.49	71	0.02922	12.03	0.01529	15.53
17	0.00095	59.54	0.00031	65.51	72	0.03246	11.38	0.01714	14.77
18	0.00109	58.60	0.00035	64.53	73	0.03609	10.74	0.01924	14.02
19	0.00117	57.66	0.00038	63.55	74	0.04015	10.13	0.02161	13.28
20	0.00119	56.73	0.00040	62.58	75	0.04469	9.53	0.02429	12.56
21	0.00114	55.80	0.00040	61.60	76	0.04976	8.95	0.02732	11.86
22	0.00103	54.86	0.00041	60.63	77	0.05544	8.39	0.03075	11.18
23	0.00096	53.92	0.00041	59.65	78	0.06177	7.86	0.03462	10.52
24	0.00092	52.97	0.00042	58.68	79	0.06884	7.34	0.03898	9.88
25	0.00091	52.02	0.00043	57.70	80	0.07672	6.85	0.04390	9.26
26	0.00090	51.06	0.00046	56.73	81	0.08550	6.37	0.04945	8.67
27	0.00089	50.11	0.00049	55.75	82	0.09526	5.92	0.05570	8.09
28	0.00087	49.15	0.00053	54.78	83	0.10611	5.50	0.06273	7.54
29	0.00086	48.19	0.00056	53.81	84	0.11814	5.09	0.07064	7.01
30	0.00086	47.24	0.00059	52.84	85	0.13147	4.70	0.07952	6.50
31	0.00087	46.28	0.00062	51.87	86	0.14621	4.34	0.08948	6.02
32	0.00091	45.32	0.00065	50.90	87	0.16248	4.00	0.10064	5.56
33	0.00097	44.36	0.00069	49.93	88	0.18039	3.67	0.11313	5.13
34	0.00103	43.40	0.00075	48.97	89	0.20007	3.37	0.12707	4.72
35	0.00110	42.44	0.00081	48.00	90	0.22161	3.09	0.14261	4.34
36	0.00118	41.49	0.00086	47.04	91	0.24513	2.83	0.15988	3.98
37	0.00127	40.54	0.00091	46.08	92	0.27071	2.59	0.17904	3.64
38	0.00138	39.59	0.00096	45.12	93	0.29843	2.36	0.20023	3.32
39	0.00152	38.64	0.00103	44.17	94	0.32833	2.15	0.22359	3.03
40	0.00167	37.70	0.00110	43.21	95	0.36040	1.96	0.24923	2.75
41	0.00184	36.76	0.00119	42.26	96	0.39463	1.79	0.27728	2.50
42	0.00200	35.83	0.00128	41.31	97	0.43091	1.63	0.30780	2.27
43	0.00218	34.90	0.00137	40.36	98	0.46909	1.48	0.34083	2.06
44	0.00237	33.98	0.00147	39.42	99	0.50895	1.35	0.37637	1.86
45	0.00258	33.06	0.00158	38.47	100	0.55019	1.23	0.41434	1.69
46	0.00284	32.14	0.00169	37.53	101	0.59241	1.12	0.45459	1.53
47	0.00315	31.23	0.00183	36.60	102	0.63514	1.02	0.49688	1.38
48	0.00351	30.33	0.00199	35.66	103	0.67785	0.91	0.54085	1.25
49	0.00394	29.43	0.00215	34.73	104	0.71990	0.78	0.58606	1.13
50	0.00442	28.55	0.00233	33.81	105	1.00000	0.50	0.63195	1.03
51	0.00494	27.67	0.00252	32.88	106			0.67783	0.93
52	0.00538	26.81	0.00272	31.96	107			0.72297	0.84
53	0.00587	25.95	0.00292	31.05	108			0.76652	0.73
54	0.00643	25.10	0.00312	30.14	109			1.00000	0.50

2．生命保険料率及び契約者配当率の推移

(1) 保険料算出基礎の推移（養老保険）

期 間	予 定 死 亡 表	予 定 利 率	新 契 約 費 〔 保 険 金 額 千 円 に つ き 〕	維持費 (同 左)	集 金 費 〔 営 業 保 険 料 の 〕
昭和					
31．4～34．3	第9回表	4%	30円	7円	3%
34．4～39．3	第9回表	4	30	5	3
39．4～44．5	第10回表	4	30	{ 4 5	3
44．6～49．5	第1回全会社表	4	30	{ 4 5	3
49．5～51．2	第2回全会社表	4	30	4	3
51．3～56．3	第2回全会社表	保険期間20年 以下 5.5% 20年超 5.0%	25円と営業保険 料の0.1～2%	4	3
56．4～60．3	第3回全会社表 (男女別)	保険期間10年 以下 6.0% 10年超20年以下 5.5% 20年超 5.0%	25円と営業保険 料の0.1～2%	3.35	3
60．4～平成2．3	第4回全会社表 (男女別)	保険期間10年 以下 6.25% 10年超20年以下 6.00% 20年超 5.50%	25円と営業保険 料の0.1～2%	2.95	3
平成2．4～	第5回全会社表 (男女別)	保険期間10年 以下 5.75% 10年超 5.5%	25円と営業保険 料の0.1～2%	2.60	3

(備考)1 .この基礎率は養老保険に用いるものであって、他の種類については多少異なる。

2 .34．4以降の料率は統一していないので、会社によって多少異なるが上記はその標準的なものである。

(2) 契約者配当率の推移（養老保険）

決算年度	利 差 配 当 率 (対 予 定 利 率 4 %) (責 任 準 備 金 比 例)	死 差 配 当 率 (危 険 保 険 金 千 円 に つ き)	費 差 配 当 率 (保 険 金 千 円 に つ き) (対 事 業 費 4 円)
昭和23年度	対 千 3 円 一 率		
24.....	23年度契約 3 円	22年度契約 4 円	21年度契約 5 円
25.....	2 %	3.0	-
40.....	4.3	有 診 1.5 無 診 0.9	-
45.....	4.0	有 診 1.59 無 診 0.99	0.50円
46.....	4.0	有 診 1.59 無 診 0.99	0.50
47.....	4.0	有 診 1.59 無 診 0.99	0.50
48.....	4.0	有 診 1.60 無 診 1.20	0.50
49.....	4.4	1.75	0.50
50.....	4.4	1.90	0.50
51.....	4.4	2.05	0.50
52.....	4.2	2.05	0.50
53.....	4.05	2.15	0.50
54.....	4.05	2.15	0.50
55.....	4.20	2.20	0.90
56.....	4.20	2.20	0.90
57.....	4.25	2.20	1.10
58.....	4.25	2.20	1.20
59.....	4.25	2.40	1.30
60.....	3.95	2.40	1.30
61..... (5 回 目 ま で)	3.50	2.40	1.30
62..... (1 回 目)	3.00	2.40	1.40
63..... (1 回 目)	2.50	2.40	1.60
平成元..... (1 回 目)	2.50	2.46	1.70
2.....	2.50	2.56	1.75

(備 考) 1 . この配当率は養老保険に対するものであって、他の種類についてはこれを参考にして決めている。

2 . 35 年度以降の配当率は、会社の業績により個別化されてきているが上記はその最高水準のものを示した。

3 . 死差配当率は 34 年度以降年齢別に計算したものの平均値で、44 年度以降は 35 歳の死差配当率を示し、51 年度以降は 40 歳男子の死差配当率を示した。

3. 災害と生命保険

(1) 災害時の生命保険の取扱

- (1) 現在、生保会社の販売している契約で、災害により死亡したとき及び災害により高度障害状態となったときの取扱は、一般に次のとおりである。
- (イ) 死亡保険及び生死混合保険では、災害による死亡（高度障害）は普通死亡と同一に取扱われており、死亡（高度障害）保険金を支払うこととしている。ただし、保険によっては、災害倍額支払を組み込んでいるものがあり、この場合には、災害、伝染病によって死亡（高度障害）したときは死亡（高度障害）保険金の倍額の災害死亡（災害高度障害）保険金を支払うこととしている。また、死亡保険金をベースにして、傷害を受けたため所定の障害状態となったときにその程度により所定の金額を支払う傷害給付、災害により入院したときにその入院日数に応じて所定の金額を支払う災害入院給付を組み込んでいるものも数種販売されている。
- (ロ) 生存保険では、災害、伝染病による死亡（高度障害）のときは、それ以外の原因により死亡（高度障害）となったときより高額を支払いを約束している例が多く、貯蓄保険は、災害、伝染病によって死亡（高度障害）したときは満期保険金と同額、あるいは満期保険金の2～3倍の災害保険金を支払うが、それ以外の原因による死亡（高度障害）のときは既払込保険料程度の給付金を支払うとするものが一般的である。また、こども保険には、傷害給付及び災害入院給付を組み込んでいるものがある。
- (2) 主契約保険料に加えて特約保険料を払い込んで災害関係特約を付加した場合には、種々の給付が行われる。なお、この特約は全社が実施しており、次のものがある。
- (イ) 災害割増特約 所定の不慮の事故又は伝染病により被保険者が死亡（高度障害）したとき、主契約の保険金に加えて、この特約の災害保険金を支払うもの。
- (ロ) 傷害特約 所定の不慮の事故又は伝染病により被保険者が死亡したときには災害保険金を支払い、所定の不慮の事故により所定の障害状態となったときにはその障害の程度により所定の傷害給付金を支払うもの。なお、家族傷害特約として、主契約の被保険者のみでなく、その配偶者、子供（20歳未満）が障害状態となったときも保障するものがある。
- (ハ) 災害入院特約 所定の不慮の事故により被保険者が5日以上入院したとき、その入院日数に応じて所定の災害入院給付金を支払うもの。さらに家族の災害入院給付を目的とする家族災害入院特約がある。
- (3) 保険料払込みの例外措置として、被保険者（こども保険の場合は契約者）が、所定の不慮の事故により所定の障害状態になったとき（個人年金保険の場合は高度障害状態になったときも該当）、将来の保険料払込みを免除し、契約は有効に存続させることとしている。
- (4) なお上記の災害に関する保険金又は給付金を請求する場合には、不慮の事故であることを証する書類として、警察署長の証明書等を提出する必要がある。

(2) 主な災害事故における保険金支払状況一覧表（昭和49年以降）

（単位 人，件，千円）

事 故 発 生 年 月 日	災 害 名	死 者	負傷者 (行方不明)	保険金支払件 数(加入者)	支 払 保険金額
昭和50．1．1	青木湖スキーバス転落事故	24	6	28(12)	126,583
50．8．18, 21	台風5, 6号による災害	98		26(22)	111,688
50．6．25～27	鹿児島県下集中豪雨	32		10(6)	76,371
51．9．12～14	台風17号による災害	170		75(43)	277,451
52．5．11	三井芦別鉱業所爆発事故	25		29(20)	155,406
53．1．14	伊豆大島近海地震	25		19(11)	54,681
53．1．17	岩国自衛隊機墜落事故	13		43(13)	526,833
53．1．18	妙高高原町地滑り事故	13		9(6)	39,414
53．6．12	宮城県沖地震	23	(1)	6(5)	23,545
54．3．20	大清水トンネル火災事故	16		16(8)	160,726
54．5．15	三菱夕張炭鉱ガス突出事故	16		29(12)	218,401
54．11．28	南極ツアー・ニュージーランド航空機墜落事故	日本人24		26(11)	250,929
54．11．30	台風20号による保険金支払	41		34(11)	248,844
55．4．28	野島崎沖漁船転覆事故	21	(4)	20(12)	220,266
55．8．16	静岡駅前地下街ガス爆発事故	15		24(11)	159,768
55．11．20	川治温泉「川治プリンスホテル」火災事故	45		32(21)	29,457
56．8．22	台湾・遠東航空機墜落事故	18		34(13)	766,634
56．8．23	台風15号の災害事故	24	(19)	15(13)	143,622
57．2．8	赤坂「ホテル・ニュージャパン」火災事故	33日本人11		11(6)	213,770
57．2．9	日航機羽田沖墜落事故	24		49(20)	833,788
57．2．23	長崎県を中心とした西日本集中豪雨	24		322(159)	1,975,269
58．5．26	日本海中部地震	79		62(43)	538,746
58．7．23	島根県山口県地方集中豪雨	108		30(21)	172,699
58．12．7	スペイン機衝突事故	34		35(18)	253,613
59．1．18	三井石炭鉱業有明鉱火災事故	83		98(62)	1,445,943
59．9．14	長野県西部地震	29	(20)	21(15)	223,784
60．1．28	笹平ダムバス転落事故	25		29(11)	214,218
60．5．17	南大夕張炭鉱爆発事故	62	24	86(48)	1,468,726
60．8．12	日航機墜落事故	520	4	659(296)	11,140,740
62．11．28	南アフリカ航空機墜落事故	47	-	70(40)	1,606,580
63．3．24	高知学芸高校中国列車事故	27	-	12(11)	142,500
63．7．23	第一富士丸衝突事故	30	-	28(18)	52,333
平成3．5．15	信楽高原鉄道事故	42	-	45(26)	34,585

（資料）生命保険協会調

4 . 生命保険募集人登録数異動状況

(単位 人)

年 度	新 規 登 録	業 務 廃 止	純 増 加	年度末登録数
昭和59年度.....	171,800	159,974	11,720	475,001
60.....	176,109	155,390	21,015	496,016
61.....	190,200	149,858	40,439	536,455
62.....	184,708	153,546	31,433	567,888
63.....	187,924	158,816	28,775	596,663
平成元.....	183,293	159,882	23,753	620,416
2.....	188,915	156,225	32,448	652,864

(備考) 1 . 生命保険募集人は「保険募集の取締に関する法律」(昭和23年法律第171号)に基づき登録を受けなければならないこととなっている。

2 . 生命保険募集人とは、生命保険会社の役員(代表権を有する役員及び監査役を除く)若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は生命保険会社の委託を受けた者(法人でない社団及び財団を含む)若しくはその者の役員(代表権を有する役員及び監査役を除く)管理人若しくは使用人で、その保険会社のために生命保険契約の締結の媒介をなすものをいう。

5 . 生命保険相談所・一般相談受付状況調

(単位 件)

		61年度	62	63	元	2
総 件 数		6,808	7,588	6,576	5,454	4,853
相 談 内 容 別	1 . 加入および保険種類	2,417	2,708	2,031	1,650	1,423
	2 . 保険金・給付金の支払い	580	563	543	586	559
	3 . 税金関係	535	835	629	426	434
	4 . 会社の社名，所在地，内容等	445	506	469	444	383
	5 . 契約内容の変更	356	404	331	339	321
	6 . 解約	339	311	280	260	278
	7 . 保険料と契約者配当	337	392	356	272	136
	8 . 診査と告知	229	238	305	216	168
	9 . 保険料の払込み	128	171	156	146	137
	10 . 営業職員または代理店	104	124	173	199	259
	11 . クーリング・オフ制度	64	80	98	81	71
	12 . 契約者貸付	63	32	45	48	39
	13 . 失効・復活	47	45	43	35	27
	14 . 責任開始期	24	25	22	28	11
	15 . その他	1,140	1,154	1,095	724	607

6 . 税制上の優遇措置

(1) 生命保険料等所得控除制度の推移（所得税）

大正13年	200円	所得より控除
昭和15	12円	所得税額より控除
17	24円	"
22	(廃止)	
26	(復活) 2千円	所得より控除
27	4千円	"
28	8千円	"
29	11千円	"
30	13千円	"
31	15千円	"
32	22.5千円まで	"
37	32.5千円まで	"
39	35千円まで	"
41	37.5千円まで	"
49	25千円以下.....支払保険料全額 25～50千円 "支払保険料×1/2 + 12.5千円 50～100千円 " " ×1/4 + 25千円 100千円～.....50千円	"
59	イ 生命保険料だけの場合 ロ 個人年金保険料だけの場合	49年以降と同額 30千円以下.....支払保険料全額 30～55 "支払保険料×1/2 + 15千円 55～105 " " ×1/4 + 28.75千円 105千円～.....55千円
	ハ 生命保険料と個人年金保険料のある場合	個人年金保険料が5,000円以下の場合，上記イによる生命保険料に支払った個人生命保険料を加算した額を所得より控除 個人年金保険料が5,000円を超過する場合，支払った生命保険料と個人年金保険料との合計額について，上記ロにより計算した額を所得より控除
平成 2	生命保険料および個人年金保険料ともに，49年の計算式により，別枠計算で合計金額最高100千円まで所得控除	

(2) 死亡保険金にかかる非課税制度の推移（相続税）

昭和12年まで	全額非課税
13	5千円まで免税
22	退職手当金，定期金権利価格等と合算して 3万円まで免税
23	" 5万円まで免税
25	(廃止)
26	受取人1人につき10万円まで免税
27	" 20万円 "
昭和28年まで	受取人1人につき30万円まで免税
昭和29年より	" 50万円 "
40	" 100万円 "
42	法定相続人数×100万円 "
46	" ×150万円 "
50	" ×250万円 "
平成元年より	" ×500万円 "

7．保険契約継続率改善状況

(単位 %)

払 方 別	回 次	昭和60年度	61	62	63	平成元	2
月 別	13回目	79.9	83.9	84.6	84.1	85.6	86.1
払 団 月	13回目	94.3	95.4	95.7	96.0	96.2	96.1
半 年 払	3回目	81.2	85.3	85.7	84.6	85.3	85.7
年 払	2回目	92.5	94.6	95.4	95.9	96.4	95.7
平 均 継 続 率		85.0	88.2	89.0	89.4	90.0	90.2
(参考)貯蓄保険	13回目	91.2	92.2	93.3	93.7	94.4	94.2

(備考) 昭45.6.15蔵銀第1762号通達及び昭49.9.1蔵銀第2315号通達に基づく各生命会社報告の集計である。

(1) 対象契約は集団扱定期保険を除く個人保険である。ただし、貯蓄保険は参考としてみた。

(2) 当該年度末から遡って27ヵ月目(前々年の1月)から16ヵ月目(前々年の12月)までの12ヵ月間に締結された新契約について、払込方法別に新契約高を分母とし、払込回数に対応する保険料が入金した契約高を分子として百分比で求めたものである。

8．生命保険募集人状況

(単位 人)

区 分 年 度	内 勤	営 業 職 員	募集代理店	登録者合計
昭 和 63年度	78,410	417,260	45,725	541,395
平 成 元	81,935	429,497	49,072	560,504
2	84,545	444,691	61,924	591,160

(備考) 昭和63.2.17付「生命保険の募集体制に関する整備改善自主計画について」事務連絡に基づく各生保会社報告の集計である。